



国住指第 1957 号
平成 27 年 9 月 14 日

社会資本整備審議会
会長 三村 明夫 殿

国土交通大臣
太田 昭 宏



諮 問

下記の事項について、ご意見を承りたい。

記

エスカレーターの転落防止対策について

以 上、

諮 問

エスカレーターの転落防止対策について

諮問理由

平成21年4月8日に東京都内で発生したエスカレーター事故について行った消費者安全法に基づく事故等原因調査を踏まえ、平成27年6月に消費者庁消費者安全調査委員会から国土交通大臣に対し、別添のとおり、エスカレーター側面からの転落を防止するためのガイドラインを策定し、法的整備も視野に入れて関連事業者による遵守を徹底させることなどについて意見が出された。

当該意見を踏まえ、国土交通省としては、エスカレーターの転落防止対策について、ガイドライン策定の必要性や建築基準見直しの要否を含め、検討する必要がある。

これが、今回の諮問を行う理由である。

国社整審第50号
平成27年9月18日

建築分科会

分科会長 深尾 精一 殿

社会資本整備審議会

会 長 三村 明夫



エスカレーターの転落防止対策について

平成27年9月14日付け国住指第1957号により当審議会に意見を求められたエスカレーターの転落防止対策については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、建築分科会に付託します。



国社整審（建）第8号
平成27年9月24日

社会資本整備審議会
建築分科会
建築物等事故・災害対策部会
部会長 深尾 精一 殿

社会資本整備審議会
建築分科会
分科会長 深尾 精一



エスカレーターの転落防止対策について（付託）

平成27年9月18日付け国社整審第50号により当分科会に付託された「エスカレーターの転落防止対策について」は、社会資本整備審議会運営規則第9条第2項の規定により、当分科会建築物等事故・災害対策部会に付託します。